

## 簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始について(公告)

令和 2 年 6 月 2 日

新潟県土木部都市局営繕課長

次のとおりプロポーザル方式による技術提案書の提出を招請します。

### 1 業務概要

- (1) 業務名 南魚沼警察署建設工事基本設計業務
- (2) 業務内容 南魚沼市小栗山字長表 312 番2ほか8筆で計画されている、南魚沼警察署建設工事の設計業務を行うものである。
- (3) 履行期間 契約締結後6か月間程度(予定)

### 2 技術提案書の提出者に要求される資格

提出者は、以下の要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 自社又は自社の役員等(支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を含む。)が新潟県暴力団排除条例第 6 条に規定する暴力団、暴力団員である者又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。(契約時に暴力団等の排除に関する誓約書の提出が必要になります。提出がない場合は、契約を締結しない場合があります。)
- (3) 新潟県建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程(平成7年1月新潟県告示第96号)に基づく令和 2・3 年度入札参加資格者名簿(業務の種類は「一級建築設計業務」に限る。)に登載されている者であり、新潟県建設工事入札参加資格審査規程(昭和58年新潟県告示第3296号)に基づく令和 2・3 年度入札参加資格者名簿に登載されていない者であること。
- (4) 新潟県から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 建築士法(昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (6) 新潟県内に主たる営業所を有していること。
- (7) 同一組織からの参加は1組に限る。
- (8) 事業を組合形式で実施する団体において、管理技術者及び建築意匠主任担当技術者として参加する場合は、その担当者が所属する事務所は別組織として参加することはできない。

### 3 技術提案書の提出者を選定するための評価基準

- (1) 配置予定技術者の資格
  - ・各専門分野の技術者資格
- (2) 配置予定技術者の技術力
  - ・同種又は類似業務の実績、公共建物の業務実績

#### 4 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定技術者の資格
  - ・ 各専門分野の技術者資格
- (2) 配置予定技術者の技術力
  - ・ 同種又は類似業務の実績、公共建物の業務実績、CPD取得単位
- (3) 当該業務への取組意欲
- (4) 業務の実施方針
  - ・ 業務の理解度、実施方針の妥当性
- (5) 課題についての提案
  - ・ 提案の的確性、独創性、実現性

#### 5 手続等

##### (1) 担当部局

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県土木部都市局営繕課建築調整班  
電話 025-280-5446 FAX 025-285-6840  
電子メール ngt160040@pref.niigata.lg.jp

##### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間 令和2年6月2日(火)から令和2年6月16日(火)まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

イ 場所及び方法 県の営繕課ホームページにより公開

(<http://www.pref.niigata.lg.jp/eizen/>)

なお、上記からのダウンロードによる入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体(CD-R等)を上記(1)担当部局に郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)することにより電子データを交付するので、上記(1)担当部局にその旨連絡すること。郵送による場合は、上記(1)担当部局に記録媒体(未使用のもの)、返信用の封筒(切手を貼付)、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。また、やむを得ない事由により、持参による場合は、上記(1)担当部局にその旨連絡した上で記録媒体(未使用のもの)を持参すること。受付期間は令和2年6月2日(火)から令和2年6月15日(月)(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)9時から17時までとする。

##### (3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 令和2年6月16日(火)16時まで(郵送の場合は当日必着。)

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 原則、郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)とする。

なお、郵送した場合には、上記(1)担当部局にその旨連絡すること。また、やむを得ない事由により、持参による場合は、上記(1)担当部局にその旨連絡した上で持参すること。

##### (4) 技術提案書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 令和2年8月3日(月)頃(郵送の場合は当日必着。)

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 原則、郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)とする。

なお、郵送した場合には、上記(1)担当部局にその旨連絡すること。また、やむを得ない事由により、持参による場合は、上記(1)担当部局にその旨連絡した上で持参すること。

※ 新型コロナウイルス感染症による影響等を踏まえて提出期限等は変更となる場合がある。

なお、変更となる場合については、ホームページ又は参加表明書の提出者への連絡により周知する。

## 6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口5(1)に同じ。

(4) 本業務の契約締結は、本手続きにより最優秀提案者として特定された者で行う予定である。

また、その者との間で契約締結に至らなかった場合は、次点として特定された者と契約の締結を行うことがある。

(5) 本業務に直接関連する実施設計業務については、当該業務受託者と随意契約する予定としている。

(6) 詳細は説明書による。